



～こんな案件ありました～

「20歳を迎えてすぐの悲劇」

民事事件：多重債務者の保証人を取り消し

<http://www.ne.jp/asahi/itane/law/>



弁護士 板根富規さん。ホームページは、「板根富規」と入力しても検索できます

弁護士の板根富規さんが、長い弁護士人生の中で扱った事件を紹介してきた「事件簿ファイル」。今回で最終回を迎えます。最後の案件はこちら。

◇ 20歳の誕生日を迎えたばかりのAさん。消費者金融で借金を作り返

済できなくなったお母さんと暮らしていました。誕生日を迎え、大人の仲間入りをしたAさんのもとに債権者が押しかけ、保証人になるよう要求。Aさんはこれを拒否しましたが、大きな声は出さないものの玄関の扉を開けたまま何時間も居座ったため、追い詰められやむなく印鑑を押すことに。しかし保証人になったことに納得できないと、後日相談にきました。

もっと詳しく聞きたい人は、☎0822(2)242345板根富規法律事務所(中区上八丁堀7-10HSビル2階)へ。

◇ 通常、保証人が債務を弁済すると、債務者にそのお金を返還するよう求めらる「求償権」が発生します。しかし支払い不能な人の保証人になることは、「求償権」を確保できない人の保証をすることとなり、事実上お金を贈与して借金を肩代わりするのと同じこと。

そこで広島地裁に、「贈与」は任意の意思で行うべきものなのに、債権者が「贈与」をAさんに求めることは、権利の乱用であり、そのような連帯保証は無効であるとして提訴。広島地裁はこの主張を認め、Aさんの保証を無効とする判決を言い渡しました。

板根弁護士より一言。「1年間のご愛読、ありがとうございました」